法令適用事前確認手続 回答書

令和5年7月6日

照会者名 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士 小山 修司 殿

国土交通省不動産,建設経済局建設業課長

令和5年6月28日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、 照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査 機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

Bは、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項に基づく建設業の許可を受ける必要はない。

また、A及びCは、法第19条第1項に規定する義務を履行したとして差し支えない。

2 当該事実と照会法令との関係に関する見解及び根拠

BはAを代理して建設工事の請負契約に係る発注代行及び支払代行業務のみを行う限りにおいて、 法第3条1項に基づく建設業の許可を受ける必要はない。

また、AからBに対して、法第19条に規定する建設工事の請負契約書(以下「法第19条の書面」という。)の作成及び交付について代理権が付与されている場合に、Aの代理人たるBとCの間で法第19条の書面の作成及び交付が行われた場合にあっては、A及びCは、法第19条第1項に規定する義務を履行したものと考えられる。